●全国一般東京東部労組

労災隠し許さず アミンさん認定へ

全国一般東京東部労組の組合員でパキスタン人労働者のアミンさんが労災隠しにあった問題で、足立労働基準監督署がこのほどアミンさんの労災を認定しました。

アミンさんは昨年七月に足立区内でピーエス三菱が施工主のマンション「アスコットパーク五反野ベッセル」の建設現場で重い建材を運んでいる際に左腰を杭に強打する労災事故にあいました。しかし、アミンさんを直接雇用している下請会社の有限会社彩は「現場以外でケガしたことにしろ」と強要し、元請会社のピーエス三菱もアミンさんの訴えを認めずに労災申請を拒絶しました。

労災の責任を回避するための典型的な「労災隠し」であるにもかかわらず、会社側の非協力・妨害により労災認定は遅々として進まず、アミンさんはじつに約九カ月間にわたり賃金も労災の休業補償も得られない中で家族とともに生活苦に追いやられました。

アミンさんと東京東部労組は労災隠しにあった事実や建設現場でけがをした事実を足立労基署に訴え、労災を早急に認定するよう求めてきました。

その結果、足立労基署は元請会社ピーエス三菱の労災保険を使って労災を認定、すなわちアミンさんが主張しているとおりマンション建設現場で作業中にケガをしたことを認めたのです。もはや会社側の「目撃者がいないからどこでケガをしたかはわからない」という恥知らずな言い逃れは通用しません。今後、アミンさんは会社側への謝罪や補償を断固として求めていく考えです。

労災認定を訴えるアミンさん

●郵政産業労働者ユニオン

過労死自死事件 労災認定勝ち取る

三月三十一日埼玉労働局審査官により労基署決定を逆転し労災保険支給決定が出されました。二〇一六年に安全配慮義務違反訴訟で納得のいく水準で和解しているので完全勝利です。

達成困難なノルマについて労基署が心理的負荷を「弱」としていたものを「中」とし業務起因を認めました。決定書には根拠として民事訴訟におけるK証言＝自爆営業にまで陥る営業強要の実態が引用されています。Kさんは被災者の同僚で事件時も証言時も現職の役職者でした。彼が攻撃を受けたらユニオンとしてフル動員で反撃する覚悟でした。和解した際のお礼の電話におつれあいは「夫は自分も死ぬところだったと思っているのです」と語っています。

決定書には審査官のヒアリングに応えるIさんの証言＝当日朝に見ていたことも記載され、被災者が身を投げる二〇分ほど前に極悪の管理者Sに因縁をつけられ激しく罵倒されていたことが公に確認されました。Iさんは被災者と同じ班の同僚で現職局名も記され特定できます。それでも証言をしてくれました。本件がここに至った要因は遺族の強い意志、弁護団の秀逸な指揮そして支援運動の力ですが、急所を突いたのはこの二人の同僚の働く仲間を思う労働者魂だと思います。闘いは第三ステージ、日本郵便(株)と関係者による遺族への謝罪要求に入ります。

労災認定を求め宣伝行動

●スラムユニオン・ひろしま

ブラジル人労働者の 渡航関連費用返還

島根県出雲市、大田市の村田製作所で働くブラジル人にビッグニュースがあった。日本に来た時、自分たちが支払った渡航費や付随する費用が会社から返還される事になったのである。一人あたりおよそ二五万円から二七万円である。

来日する時、自費で来る人もいるが、大半は、派遣会社が渡航費などを立て替えて支払っている。働き出して給料から約五万円ずつ五～六回に分割して支払ってきた。このことが、アップル、インテル、アマゾンなどアメリカ系大企業から批判が出ていた。なぜなら渡航費を返しきるまでの五カ月～六カ月は、他の会社に行きたくても負債のため移ることができないからである。このように会社に縛り付けられている状態を「奴隷制度」であると批判された。この状態を解消しないと取引停止になるということで、返還するということになった。

新しく入ってきている人たちは、すでに渡航費が会社持ちとなっている。だが、返還にあたってのルールは厳しい。二〇二〇年二月二十九日時点で在籍者であること、二〇一五年十二月四日以降の渡航者に限る、ブラジルで採用した人に限る、というものである。しかしながら、個々人にはさまざまな事情もあり、少しでも条件に外れた人には支払われないというのでは、なかなか納得はいかない。スクラムには、現在渡航費をめぐり相談が殺到している。

●静岡県共闘

トンデモ判決に 最高裁で闘う

それを、高裁判決は、これらの更新条件について「更新判断時の考慮事項として、抽象的に記載されるにとどまるものであるから（大学の）広範な裁量が限定されるものとは解さない」という。そして、山田センター長が、（Iさんの）「勤務成績について検討し…評価したことが認められる」ので、本件更新拒絶件濫用にあたり、無効であるとは認められないとのたまうのである。「更新条件は…抽象的にべもないことは、このことである。

一月二十二日、東京高裁・野山裁判官らから言い渡された静岡県立大学解約更新拒絶控訴審判決は、まさにそういう内容だった。控訴人Iさんは、大学が雇用契約に定められた更新条件（勤務成績・業務の有無、法人の財政状況等）を充足するか否かを検討しておらず、手続きを尊守せずにされた更新拒絶は無効だと訴えてきた。

一方的な不利益変更に対して、学院との協議を求めて十人を超える非常勤講師が組合に加入し、二〇二〇年二月、三月に団体交渉を持ちました。

しかし、学院の組合に対する態度は団交開始前から敵対的なもので、学内での団交拒否、校長でもある理事長の出席拒否など非常に不誠実なものでした。その態度は団交においても変わらず、組合に対する回答をことごとく拒否するものでした。賃金削減については、労使対等の原則のもと、話し合うという態度は全く見られず、肝心の賃金削減を必要とする理由について資料を開示して合理的な説明を行うこともなく、「経営が苦しい」の一点張りでした。

非常勤講師によっては、年間で約一カ月分の賃金がなくなるほどの減額であるにもかかわらず、削減後の学校経営立て直しの見通しも示すことなく、この削減によって七〇〇万円の財政効果があるとのみで、学校運営の多くを担う非常勤講師への誠実な態度も見られませんでした。また、組合との団交の最中に賃金削減は決定したとの通知を全非常勤講師に出すなど、組合軽視も甚だしいものでした。このような学院の態度が続くのであれば、良好で正常な労使関係は築けません。

組合は、三月三十日、大阪府労働委員会に学院の不当労働行為救済を申し立てました。（書記長　酒井さとえ）

●大阪教育合同労組

非常勤の賃金削減 救済を申し立て

二〇一九年十一月、学校法人プール学院は勤務する約五〇人の非常勤講師に対して、二〇二〇年度から最大一四%となる賃金削減を発表しました。また、賃金削減だけではなく、私学共済加入要件の不利益変更なども示されましたが、文書による説明もなく口頭で伝えられるだけでした。

●全国一般全国協神奈川

解雇撤回に向け 労働委員会勝利命令

四月八日神奈川県労働委員会は、川崎市や横浜市に調剤薬局二子屋を展開する丈夫屋に対し、二〇一八年三月以降に、その後の団交拒否が、労働組合法二号（団交拒否）及び第三号（支配介入）に当たるとして今後は資料を提示し誠実な団交を行うこと。また、二度と不当労働行為を行わないという誓約書を組合に手交することを命じた。

二度の解雇に対する地位確認等訴訟を職場復帰で終了させた丈夫屋は、解雇中の賞与請求の労働審判と本訴、そして今回の労働委員会と連戦全敗です。だが、既に一月三十一日付で当該組合員に対し三度目の解雇をしています。

組合は労働委員会命令に基づき団交を行い、一八年三月以降の組合員排除攻撃を糺すことを会社に求める。そして、不当労働攻撃を経ての三度目の解雇攻撃を跳ね返す闘いの勝利に向けて頑張ります。今後も支援継続をお願いします。